

新食品表示法（仮称）に関する消費者団体との
ワークショップ 議事録

平成24年10月24日（水）

午前 10時00分 開会

○谷口課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「新食品表示法（仮称）に関する消費者団体とのワークショップ」を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます消費者庁食品表示課の谷口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、消費者庁長官より御挨拶を申し上げます。

○阿南長官 皆様、おはようございます。今日は朝早くからお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

食品表示一元化については、この間多くの団体の皆様方から意見や要望をいたしておりますが、2カ月も経ってしまったことをおわびしたいと思います。

消費者庁は昨年9月から「食品表示一元化検討会」を開催してきました。今年の8月9日に報告書を公表いたしました。この検討会には市川さん、森田さんが御参加くださって、12回ほど熱心な御議論をいただきまして、大変ありがとうございます。現在は、来年の通常国会への法案提出を目指して、報告書の内容を踏まえて新食品表示法、仮称ですが、その立案作業を進めているところでございます。

本日は、現時点における新食品表示法のイメージを消費者庁から説明させていただくとともに、本日御出席いただいた消費者団体の皆様から食品表示一元化に関してざっくばらんな忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。今後の法案の立案作業に当たっては、消費者の方々のさまざまな御意見を踏まえて、よりよい食品表示制度にしていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

ここで報道関係の方も傍聴席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。

では、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第にある配付資料一覧にありますとおり、消費者庁のほうからは「新食品表示制度のポイント（イメージ）」と、参考資料といったしまして検討会の報告書の概要と本体を配付しております。

また、本日御参加いただいている団体から御提供いただいた資料についてもあわせて配付しております。これらの資料につきましては、本日消費者庁ホームページに掲載させていただきたいと思います。

また、本日直接資料をお持ち込んでもらった団体もございますので、こちらの資料につきましてはメインテーブルのみ卓上配付させていただいております。後日消費者庁ホームページのほうへ掲載させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。議論の途中でも落丁とか欠落がございましたら御指摘い

ただきたいと思います。

なお、本日は 12 時に終了する予定にしておりますので、円滑な議事の進行に御協力のほどよろしくお願ひいたします。

まず、本日の流れについて簡単に御説明いたします。

はじめに、事務局から配付しております資料の「新食品表示制度のポイント（イメージ）」について御説明させていただきます。

その後、御参加いただいている各団体の皆様に順番に御発言いただきたいと思います。御発言は一律 4 分以内とさせていただきたいと思います。全員の御発言が終わりましたら、全体での意見交換を行うということで考えております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、事務局から「新食品表示制度のポイント（イメージ）」について説明をお願いします。

○増田食品表示課長 食品表示課の増田でございます。おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、私のほうから「新食品表示制度のポイント（イメージ）」の 4 枚紙をもとに、今後、法制度としてどんなことを考えているかを御説明したいと思います。

はじめに、今までの経緯等の関係です。検討会の場でも何度か御説明しましたけれども、検討会の場では、基本的に将来、今後の表示のあり方、どういうものを表示していくことが適当かということを中心に議論をしていただいております。後で説明しますけれども、報告書の内容は、法制度をつくったときに、全て法律に書かれるのではなくて、具体的には表示基準の中で書かれるものがかなりの部分を占めております。一部は法律に反映していくことになっています。報告書で書かれていることがそのまま法律の中に全部書かれるわけではないということを前提にお話を聞いていただければと思っております。

まず、法律の形を最初に御説明したいので、3 ページをあけていただけますでしょうか。1 ページは最後に戻ってまた御説明いたします。

3 ページ左側に現行の食品衛生法、J A S 法、健康増進法の 3 つの法律の主な規定事項が並んでおります。食品に関する表示基準の制度について、食品一般を対象としたものとしては、今、この 3 つの法律がございまして、法律の中ではそれぞれの法目的に従った事項についての表示の基準をつくることができるということだけが書いてございます。それとともに、事業者は表示基準が定められたときにはその基準を遵守しなければならないという規定が書かれております。

今回の一元化の法律のイメージのごくざっくりと申し上げると、3 法にある表示の基準をつくることができるということと、表示の遵守、あと関係する条文の中には表示の基準に関連する事項として、違反があった場合どういう是正措置をとるか、そのためにどういう調査権限を与えるかということが書いてあるわけで

すけれども、そういう表示基準に関する部分をこの3法から抜き取って、3法からは削除して、新しい新食品表示法に表示基準の策定とその手続、それから違反があった場合は正措置ですとか、違反を調べるための調査権限等々について規定していくことになります。これがごく大雑把なというか、一番大枠の法律の構成でございます。

次に4ページを見ていただきますと、こちらに具体的な法律における表示基準と個々の下位法令、府令なり告示で書いてある表示基準が具体的に書いてございます。法律でいいますと、食品衛生法の場合は青い上の部分ですが、公衆衛生上の見地から必要な情報について基準をつくるということが書いてございます。JAS法は同様に品質に関する表示について基準をつくることができると書いてあり、健康増進法には栄養表示に関する基準を定めることができると書いてあって、それぞれその下に、書き方は若干違っておりますが、基本的には基準が定められたときにはその基準に従わなければならないと書いてある。ここまでが法律に書いてあることでございます。

具体的な表示事項については、各法律とも内閣府令あるいは告示という形で定められております。食品衛生法ですと、例えば添加物の表示をするということが書かれておりまして、具体的にはどういうものは物質名で書くとか、どういうものは用途名でいいとか、そういうことが書かれている。あるいはアレルギーについては、どういう物質についてはアレルギーの表示をしなければならないという個々の物質について、表示基準で定められております。

同様にJAS法ですと、よく言われるものとしては、例えば原料原産地表示の対象品目、今は22食品群ですけれども、そういうことは全て表示基準の中で書かれている。遺伝子組換え表示の対象となる品目等についても、オレンジの中の一番下ですけれども、遺伝子組換えに関する品質表示基準がつくられていて、この告示の中で具体的な対象が決まっているというのが今の法律及び下位法令の規定の内容でございます。

新しい法律におきましても、表示事項を全て法律で書き切るのは実質的に考えて非常に困難ですし、機動的な改正を考えますと、現行の枠組みに基本的に従うことを考えておりますと、一定の事項について表示の基準を定めることができるということを法律上は書いて、具体的に表示事項、今でいいますと例えばアレルギー表示の対象物質とか原料原産地表示の対象品目は内閣府令あるいは告示で書いていくということを想定しております。

この結果、申し上げておきたいことは、法律をつくる段階で下位法令についての全てが決まっていなくても、法律は法律の整備として進めることは可能であるということと、法律をつくった後においてもいろいろな状況の変化等があれば、この府令を改正することによって新しい表示事項をつけ足したりすることが制度

的に可能になるということで、一旦法律がつくられたらもうそれで表示事項が固定化されるということはないということを御理解いただければと思います。

それともう一つ、1ページ目に戻ったときの留意点になりますが、健康増進法だけ特殊なので4ページで説明しますと、赤い健康増進法の上の部分、栄養表示については、栄養表示をしようとする者は栄養表示基準に従い必要な表示をしなければならないということが書いております。このことはどういうことを示しているかというと、栄養表示をしようとしない人には表示基準に従う義務がないということでございます。したがって、全面的に栄養表示の義務づけを行おうとするのであれば、こここの部分を今の食品衛生法やJAS法と同様に、全ての事業者は基準に従った表示をしなければならないというような趣旨に書きかえる必要があるということでございます。これが1ページに戻ったときの改正事項の一つで出てきますので、ここだけ書き方が違うということを御理解いただければと思います。

以上をもとに1ページ目に戻っていただきたいと思います。

上の青い部分が法律レベルで今回実質的に改正していきたいと思っている部分でございます。

1点目は、左側の上に書いてあります「消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大」するということで、これは法律の目的であると同時に、表示基準として表示を義務づけられる事項の範囲を指すものになります。

それについて改正点でいえば、現行のJAS法にある品質に関する表示について、基準を設けることができるという部分について、消費者の商品選択の機会の確保に資するような表示に拡大すると。これは報告書の言葉でいえば、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼすような情報であれば、基準の対象になるということを検討しております。

言葉だけを並べてもイメージが湧かない部分があると思うのですが、検討会でも原料原産地の表示を行ったときに品質による差異があるかないかということが論点になっていたかと思います。この品質の差異があるかどうかという議論は、現行のJAS法が品質に関する表示をさせるものであるから、品質に差異がないものにまで表示義務を課すのはJAS法の範囲を超えるのではないかという議論が昔からありまして、品質に関する表示が表示できる事項の限界をつくっていたわけです。そういうしたものについても商品選択上重要な情報であれば表示基準をつくることができると改正することによって、少なくとも制度的には義務が課せられる範囲を広げていけるようにしたらどうかということです。ただ、念のため申し上げますと、具体的な表示をするかしないかは表示基準によって定められますので、法律の枠が広がったことで直ちに個々の表示が広がるわけではあ

りませんが、制度的な手当てということで、こうやって広げていくことを考えております。

あともう一点、若干蛇足ですけれども、ここでは改正点のみを書いておりますが、報告書でもあったように、食品の安全性確保の情報は当然引き続き今の食品衛生法とかなり重複する部分がありますけれども、その部分もあわせて当然表示対象にしていくということを念のため申し添えておきます。

青い部分の左側の下では、今ある複数の法律、下位法令による複雑な規制を1本の表示基準にすることによってよりわかりやすくしていくことと、これを機会に、できる限り用語の統一などを図っていくことをやっていきたいと思っております。

法律レベルで書くこととして、次に右側の「栄養表示の義務化」がございます。栄養表示の義務化については先ほど4ページのところで申しましたとおり、現行では栄養表示をしようとする人だけが基準の遵守義務の対象であったのを、全ての事業者に広げるということを一元化の法律の中で手当てしていきたいと思っております。ただ、これも念のため申し上げますと、栄養表示の義務化と書いておりますが、栄養表示の義務化だけ法律で書くという意味ではもちろんございません。栄養表示の義務化も含めて表示基準によって義務づけができるよう、栄養表示も今のJAS法と食品衛生法と同様の枠組みにしていく、そういう手当てをやっていきたいということでございます。

それ以降は表示基準に関連する事項ですけれども、1つ目は是正措置がございます。是正措置は表示の違反や不適正な表示があった場合に、どういうふうに是正していくかということの行政措置でございます。これについては現行の法律、例えばJAS法ですと、指示をして、指示に従わない場合は命令を発することになります。同様の規定は健康増進法にもございますが、一方、食品衛生法においてはそういった表示一般のは是正の規定が法律上ございません。罰則で手当てすることになっておりますが、もちろん全てに罰則がかかるわけではございません。実際には事実上の行政指導として保健所が是正の指導をしております。なるべく行政措置を明確化するといったような観点から、あるいは今のJAS法ですと、指示・命令したものは全て公表になっておりますので、そういった点も含めて、この行政措置について食品衛生法の対象分野も含めて拡充してはどうかというのが是正措置の1点目でございます。

是正措置の2点目の調査権限につきましては、現行の3つの法律においては違反が疑われる場合には報告徴収と立入検査、それから食品衛生法等については収去という規定がございます。他法令等を見ますと、例えば書類提出命令ですか、そういったものも調査権限として認められております。例えば今、JAS法ではどういうふうにやっているかというと、基本的には任意で書類を出してもらう、

あるいは任意で写真を撮らせてもらうという、ときとしてかなり十分でないような場合もありますので、こういった実態なども踏まえて調査権限は他法令を参考に拡充できるものは拡充していきたいと思っております。

執行体制については、消費者庁自身、それほど人員がいるわけではございません。そういった中でどういった形で効率的な執行あるいは今ある執行力が維持できるかを念頭に置きながら、今後引き続き検討したいというところでございます。

もう一点、法律に書いてある事項といたしましては申出制度というものがございます。これは現行のJAS法においては表示が適正でないために消費者の利益が害されている場合には、大臣に対して適切な措置をとるべきことを申し出ることができるという規定がございまして、申し出があったときには内閣総理大臣は必要な調査等を行わなければならないという規定がございます。これについて一元化に当たりまして、その範囲を品質部分ではなく、表示全体に広げていくことも考えていきたいと考えております。

以上が今回法律レベルで実質的な改正をしたいと思っている主だった点でございます。なお、下の部分に表示基準で対応すべき部分を、全てではないですけれども、主だったものを書いてございます。例えば報告書で出てきております文字を大きくすること、これは今、JAS法の表示基準で原則8ポイントと書いておりますが、そういった文字のポイントの話ですとか、個々の表示事項である原料原産地表示の対象品目ですか、遺伝子組換えあるいは添加物を具体的にどういうふうに書くかというのは表示基準の中で改正を行っていくものであるということで、逆に言うと、法律のときに直接その部分が規定されるものではないということでございます。

次に、2ページは作業についての当面のスケジュールでございます。これは報告書が出た後、特に報告書の中で今後の検討課題とされた原料原産地の考え方ですか、そういった事項について、どういうスケジュールで議論していくのかということでございます。

まず、食品表示一元化法、消費者基本計画で24年度中の法案提出を目指すということが書かれております。将来の枠組みという意味でも、まずはこの法案をしつかり期限に間に合うように出せるよう準備していくのが大事なことかと思っております。法案の検討あるいは法案の審議に重点を置きながら、その中でいろいろ調査なりを進めていって、例えば多数の人などに入ってくれて検討するのは法案の審議等のめどが立ったあたりくらいからやっていければと思っております。

なお、「新たな検討の場」と書いてありますのは、現行ですと例えばJAS法や食品衛生法で、表示基準をつくるときには消費者委員会の意見を聞くという規定が法律で明記されております。新しい法律で基準の策定手続をどうするかというのももちろん今後の検討課題ではあるのですけれども、仮に同様に消費者委員

会なりそういった審議会での審議を法律で定めることになれば、基本的には表示基準の議論は、そういった審議会で行うことになるのかなと思っております。これは表示基準に直接かかわるような議論をするのか、もうちょっと手前の基準に至らないような議論をするかによって変わると思いますけれども、基準の議論であれば消費者委員会なり審議会が想定される議論の場になろうかと思います。

検討課題については、すぐにはできないという事情があるということでございますが、ただ1点、栄養表示の義務化に向けての環境整備は、義務化に当たっては環境整備を並行的に進めていく必要があるということが報告書で明記されておりまし、特に今の上限下限の基準によらないような表示の仕方については、先行的に導入して事業者に普及を図っていくということが将来の円滑な栄養表示義務づけのためには必要とされております。こういったものについては法案検討の合間を縫いながら、できる限り早目にやっていきたい。ほかの環境整備についても手をつけられるところから、これは法律とか法令レベルではありませんけれども、可能なものはやっていきたいと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

それでは、次に各団体の皆様から順番に御発言をお願いしたいと思います。

2点御留意点を説明したいと思います。御発言の際にはお手元のマイクの「TALK」というボタンを押していただきまして、赤いランプがついた状態になっていることを御確認ください。また、御発言が終わりましたら、大変お手数ですけれども再度マイクのボタンを押していただきまして、この赤いランプが消えた状態にしていただきますようにお願いいたします。

2点目ですけれども、各団体の御発言を4分ということでお願いしておりますけれども、3分半になりましたら事務局のほうから紙でお知らせしたいと思いますので御注意ください。このような形で紙を出させていただきますので御注意ください。

それでは、早速始めたいと思います。初めに主婦連合会の河村様から御発言いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○主婦連合会・河村様 主婦連合会の河村でございます。御説明ありがとうございます。

それでは、4分ということですので、早速ですが主婦連合会の意見を資料に沿いまして申し上げたいと思います。

まずは、そもそも論でございますが、食品表示制度の目的について改めて確認しておきたいと思います。

食品表示の制度を一元化する目的は、大きく3点あると考えております。

まずは、消費者の権利の確保です。消費者の安全を確保し、経済的被害をも含

む消費者事故を防止し、消費者が誤認することなく適正に食品を選択できるようになります。

2点目は、一元化によって事業者さんにとってもわかりやすいルールとなって、そのルールのもとで適正な表示を実現することができる制度的基盤とすることです。

3点目は、今までばらばらな縦割りの省庁と法律の中でばらばらな規制とばらばらな執行が行われていたところ、一元的な管理、執行体制にして適正な表示を実現していくこと、その体制を強化していくことにあると考えております。

消費者の権利ということについて、もう少し申し述べたいと思います。

食品表示には安全の権利ですか選択する権利だけではなくて、知らされる権利、さらには消費者教育を受ける権利にも関係していると私どもは考えております。消費者教育を受ける権利と掲げましたのは、よく消費者は表示を見ていないではないか、読んでいないではないか、必要ないではないか、消費者庁が行ったウェブアンケートの結果の読み取りの中にもそういうことがあったように思いますが、そもそも消費者教育を受ける権利が実現されていない中で、だからこそ消費者教育推進法が新たにできたわけです。しかも現行はばらばらな体制のもとでわかりにくい表示になっている。

そういう実情のもとで、読んでいるか読んでいないかというよりは、いかに充実した情報をわかりやすく載せる表示を実現して、それを読み取る力を消費者に教育していくか、ということがセットでなされるべきであって、今、読み取れているか読み取っていないかということをもって必要性の根拠にするのは間違っていると考えております。ですから、個別の権利項目、安全ですか、そういうところに絞るのではなくて、消費者の権利の確保という文言として明示されるべきだと考えております。

そして、それらの権利が侵害されないように一元化された執行体制によって監視し、誤りや虚偽があれば是正されるという仕組みをつくっていくべきだと考えております。

時間が短いので、加工食品の原料原産地表示のことに絞って意見を申し上げたいと思います。

皆さん御存じのところですが、現行 J A S 法のもとでは要件が 2 つあります、原産地に由来する原料の品質の差異が加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されているという要件と、製品の原材料のうち单一の重量の割合が 50% 以上である、その 2 点が掛け合わされて要件となっているところです。

2 ページですけれども、この要件は消費者の要求にそぐわない内容であると私たちは考えています。50% ルールの問題は、例えば国産モチ米 70% と中国産モチ米粉 30%、60 と 40 でもいいのですが、これが混合して製造された餅は「原材料

名もち米（国産）、もち米粉」と表示されます。中国産は表示されません。時間の関係で資料を全部読むことはできませんが、そういうようなことが起こっているということをここで指摘させていただきたいと思います。

あとは最初から制度の対象外になっている食品がございます。缶詰とか瓶詰、レトルト食品などでございます。調理冷凍食品につきましては、東京都は条例で義務化しているところです。

「間もなくお時間です」と出ているのですが、重要なところを最後言わせてください。主婦連合会では昨年8月に消費者委員会が提起されました原料原産地表示拡大の進め方についての意見を消費者庁さんが重視することを強く求めていました。この意見の作成に際して検討した消費者委員会に設けられた調査会には、別添資料のように、その当時は消団連事務局長であられた阿南久現消費者庁長官も参加されていたということを改めて確認させていただきたいと思います。

この意見についての抜粋を読んだところで終わりにしたいと思います。「品質の差異に着目するJAS法の制度下では加工食品の原料原産地表示の拡大には限界がある。～消費者庁が進めている食品表示の一元的な法体系のあり方の検討の一環として～新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等を改めて設定されることを期待する」。

消費者庁がこの意見を重視していないと見受けられること、また消費者委員会もその点について消費者庁に対して何らフォローアップしていないことを、主婦連合会としては極めて遺憾に感じているところでございます。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食のコミュニケーション円卓会議、市川様、よろしくお願ひいたします。

○食のコミュニケーション円卓会議・市川様 皆様、こんにちは。食のコミュニケーション円卓会議代表の市川まりこです。

初めに、阿南長官、消費者庁に対しまして、このような公開の意見交換の場を設けていただきましたことに感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

私は食品表示一元化検討会の委員として、この1年あまり報告書の取りまとめにかかわってまいりました。この報告書はいろいろな立場の方、そして、さまざまな多くの消費者の意見を取り入れてまとめられたと認識しております。大規模なアンケート調査も行われました。消費者の大多数が今の食品表示はわかりにくいということを受けて、優先順位という考え方も導入されました。来年3月をめどに策定されていく新食品表示法においては、今回まとめられたこの報告書の基本的な考え方に基づくものにしていただきたいと願っています。今の日本の社会は多様な消費者で成り立っております。こういうことを前提にして、より多く

の消費者、そして、事業者双方にとってわかりやすいルールにしていただきたいと思います。

食品表示のわかりやすさは、まず消費者が目で見て見やすい、その内容を理解しやすい、そして、活用できるものになっていることが重要と考えます。詳細はお手元の意見書に書かせていただきましたが、3点簡潔に述べたいと思います。

1点目、食品表示のルールはシンプルにしていただきたいということです。

2点目、義務表示も臆せずに点検と検証をしていただきたい。わかりやすいイコール単なる簡素化ではないと思っています。また、事業者の意向重視でもないと思っています。言うまでもなく、食品表示というのは、消費者がその食品の実態を過不足なくわかるものではなくてはならないと思っています。消費者にとって読みやすくてわかりやすい表示にしていくためには、現在増えつづけている義務表示の優先事項の検討は避けて通れないだろうなと考えています。長年の議論の積み重ねと消費者のためという要望に押されてできた経緯を持つ義務表示であるのですが、しかし、現在において合理性を欠くものはないか、臆せずに点検と検証が必要と考えております。

加工食品の原料原産地表示の拡大につきましては、ウェブアンケートから本来は安全のための表示ではない加工食品の原料原産地表示が安全のためという間違った認識をされているなど、この表示制度は趣旨が十分に消費者に浸透していないことは明らかです。けれども、どうしても知りたいという消費者にとっては価値のある情報であるというのであれば、そういう付加価値に対してお金を払うという選択肢もあってもいいのではないかと思っております。そういう意味では、消費者サイドの対応も可能ではないでしょうか。この原料原産地表示につきましてはリセットし、一から見直すべきと私は考えております。

3点目、個別の義務表示事項につきましては、遺伝子組換え食品や添加物やアレルギー表示など、検討すべき課題があると思っております。これについては新表示法が策定された後、全体を見据えた上で検討していただきたいと思っております。

最後に、これから阿南長官、消費者庁におかれましては、食品表示に関する行政としてのいろいろな施策を展開されていきますが、これまで以上に消費者にわかりやすい情報を公開していただきたいと思っています。透明性、公平性はとても大切だと思っています。常に国民に開かれた消費者庁であってほしいと願っています。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食品表示を考える市民ネットワーク、神山様、お願いします。

○食品表示を考える市民ネットワーク・神山様 おはようございます。神山でご

ざいます。

私のほうは食品表示を考える市民ネットワークとして、3枚の資料をお出ししています。実は私たちは意見書をお持ちして阿南長官と面談したいという申し入れをしておりましたが、日程調整の間にこの意見交換会に替えると言われました。これまでも意見書を持って消費者庁長官あるいは担当の方との面談はやってまいりましたので、面談をすることがおかしいというようなことにしないでいただきたい。どうしてこの意見交換会に替えることになったのかという経緯について、納得のできる説明を求めることがあります。

それから、今、公開のこういう意見交換会をもっていただいてありがたいというお話でしたけれども、一般から意見を言う人を公募するわけでもなく、随伴者1名、傍聴も認めていない、こういう会議を開くことは消費者庁のホームページにも掲載されていない。これは公開の会議ではないと思っておりますので、ぜひもう一度こういった会を幅広く公開してお持ちいただきたいと思います。食品表示一元化の新食品表示制度のポイントについての説明は私たちだけで聞くべきものではなくて、もっと多くの消費者に知らせていただくべきことだと思っております。

私たちはいろいろと注文をつけてきましたけれども、少なくとも申し出制度の対象の拡大であるとか、原料原産地表示についても産地による品質の差が法律的になくなるという姿勢については、一定の評価をしたいと思っております。

ここに目的などが詳しく書いてあるわけではありませんが、私のペーパーの2枚目のところで平成22年3月の消費者基本計画を若干引いたり、あるいは正田彬先生の『消費者の権利』という本の内容を引いたりしておりますけれども、私たちには少なくとも商品・サービスを購入する場合に、その商品・サービスについて正しい情報を知る権利があるということを何らかの形で法律の中に明記していただきたいということが法案そのものに対する意見です。

2番目に、先ほどの表示のスケジュールの法案検討の○の3のところに「上記3法以外の表示関係法令整備の要否の検討」というものがあります。3法だけ統一化するというお話ですけれども、少なくとも3法を統一化したときに景品表示法の消費者を誤認させる表示についても、景品表示法を統一化させなくても「そういう表示を禁止する」という条文を入れることは可能だと思います。コーデックス委員会の包装食品に関する規格の一般原則では虚偽、誤認表示を禁止しているですから、そういうコーデックス委員会の一般規格を新食品表示法にはぜひ入れていただきたい。誤認表示もいけないというルールを入れていただきたいと思います。

次に、今度はその後の府令を改正する段階の話ですけれども、現在の府令で保健機能食品と紛らわしい表示は禁止するという条文がありますが、紛らわしい広

告を禁止するという条文がありませんので、府令の改正の段階で保健機能食品と紛らわしい広告も禁止すると改正していただきたい。

次に、府令のさらにその下に次長通知がありますけれども、次長通知の中で添加物の簡略名を幅広く認めております。簡略名の具体例もいろいろ書きましたが、時間がありませんので、一括名は府令の話ですけれども、とにかく食品添加物の一括名表示と次長通知の簡略名表示をぜひ改めていただきたい。そうでないと消費者が正しい情報を知ることができません。やはり添加物の表示をさせるということは、こういう添加物が入っているのですよという正しい表示がなければ、みんな知らずに買っておりますので、この点、府令とさらにその下の次長通知などを検討するときにあわせてぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食品保健科学情報交流協議会、関澤様、よろしくお願ひいたします。

○食品保健科学情報交流協議会・関澤様 N P O 法人食品保健科学情報交流協議会の関澤でございます。

まず最初に、このような場を設定してくださったことに私は感謝したいと思います。ただ、御意見がありましたように、この場が必ずしも全ての消費者団体あるいはほかの方々に公開されているものではないということも事実です。このように重要な法令の制定に関しましてはできるだけ多くの方の意見を聞いて、開かれた消費者庁として今後も進めていっていただきたいということがまず第一の要望です。

時間の関係で主に読み上げて、あとはポイントを追加するという形にしたいと思います。

今、1番については申し上げました。

2番目ですが、そもそも現在の食品衛生法、J A S 法、健康増進法のうち、表示部分のみを別途に規制することになる新法を制定することについてです。国民への食品にかかる情報提供手段はさまざまございます。実際に表示以上に強力な影響を及ぼしている宣伝広告等もございます。このことを考えるならば、法律で情報提供手段の一部を取り出して規制していくことが本当に適切かどうかという疑念を持っております。

3番ですが、食品表示は、衛生上の危害の発生の防止及び国民の健康増進を図るために、消費者のみならず、安全確保に極めて重要な役割を果たす業者間の基本情報の伝達を確保するということが基本だと思います。このため基本となる情報を、ぜひ義務化すべきである。義務化と任意の区別をはっきりさせないといけないと思います。義務は拘束力があって罰則がつくものだと思います。この場合、

国民の命を守るということは必須のことなので、これは義務だと思います。商品選択の自由ということは、どちらかといえば任意です。食品添加物を全部知りたい、あるいはそうでないという方に関してはいろいろな価値判断、いろいろなお立場の方がおられると思います。全ての方の要求を満たすことは、恐らく表示だけでは無理だと思います。そういったことに関してはどちらかというと任意にして、ただそのときのルールをきちんとして、うその表示とか誇張はさせないということが考えられるべきだと思います。

4番、基本的に現在考えられる3法は目的が異なります。表示のみを一元化することに元来無理があり、誰にどのようなメリットまたデメリットをもたらす可能性があるか、これは実際の実行可能性とも関係いたします。技術的に限られたスペースにどれだけの情報を盛り込めるのかといったこともきちんと検討した上でやるべきであって、製造者の記載の定義や用語の統一がまずやるべきことです。整合性とか理解しやすさということをまずやるべきだと思いますが、その他については十分検討していただきたい。

5番目ですが、品質や産地などの表示については、どちらかといえば製造者や販売者の商品の差別化の項目でございます。どちらが優良であるかというようなことを宣伝していることなので、これについて義務化することはいかがなものかと考えております。また、さらにその裏返しとして産地偽装が起こって、回収や廃棄により安全で食べられるものを捨てているというようなことが実際に起こっています。これは望ましくないと思います。

6番ですが、期限表示についても、消費者のみならず生産、加工、流通業者それぞれの方が適切に守り食べられるものを捨てないで済むように幅広い教育が必要だと思います。

7番のところは少し飛ばしますが、「無添加」という表示でかえって優良誤認をさせて、実際には浅漬け事件などのように衛生的でないかたちで売られ、食中毒で人が何人も死ぬということが起きております。こういったことが起こらないようにすることがまず第一ではないかと思います。

そういうことで、一元化検討会で十分詰め切れなかった課題はたくさんあると思いますが、それについて今後、十分検討していっていただきて、義務と任意の表示の区別、それから、リスクコミュニケーションというのは単に行政から、あるいは事業者から消費者への一方的な情報提供ではなくて、お互いがそれぞれの役割を果たして理解を深めていくことがそもそも食品衛生の基本であろうかということで、そういった教育を充実させるという方向にも消費者庁はぜひ目を注いでいただきたいと思います。

今回提出した文章をそのままホームページに掲載されるということだったので、掲載前に若干追加修正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国消費者行政ウォッチねっと、拝師様、よろしくお願ひいたします。

○全国消費者行政ウォッチねっと・拝師様 ウォッチねっとの拝師です。

ウォッチねっとでは2カ月ほど前に1度消費者庁のほうには意見書を出してありますので、今回改めてという書面は用意してありません。それと重複する部分もあるのですが、3点申し上げたいと思います。

1つは、執行体制の問題として、引き続き検討されるということなのですが、ぜひ消費者庁の現状を前提に考えるのではなくて、消費者庁の体制強化も含めて御検討いただきたいということです。

2点目が、原料原産地表示等、今、各団体から御意見をいただいた中でもおわりのように、かなり争いがあるところだと思っています。こういうものについて制度的には広げる形になっているということで、そこ自体はよろしいのですが、その後、丸投げで審議会的なところで全てやるのではなくて、少し法律に考え方とか方向性をきちんと示しておくべきだろうと思います。例えば品質に差がないものについて義務は課さないというような考えから脱却したところは非常に評価できると思うのですが、さらに今般成立した消費者教育推進法では、商品の品質とか、自分のことだけではなくて社会的な要因も含めて判断できるような消費者市民を育てることがうたわれています。例えば原料原産地でいえば、フードマイレージの問題であるとか、食品の自給率であるとか、フェアトレードとか、そういうことも含めて考える消費者を育てようということが一方でうたわれているわけです。ですから、そことの整合性も持たせた上で原料原産地表示を考えるような視点を盛り込む必要があるのではないかなと思います。

3番目として、そういう今後の検討の場を持つときは、消費者の代表、特に消費者の権利をきちんと尊重するような団体を少なくとも過半はぜひ入れていただきたいと思います。当然消費者が多様化する中でさまざまな方がいらっしゃいますけれども、消費者の権利をきちんと尊重しよう、実現しようというところの意見を大事にするのは当たり前のことでして、消費者の権利を別に自分はいいですよという人ももちろんいて、消費者の権利を守るとか尊重することは義務ではないのですけれども、やはりこういう議論をするときには消費者の権利を大事にするところの意見を尊重することをぜひ消費者庁として実施していくいただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国消費者団体連絡会の河野様、よろしくお願ひいたします。

○全国消費者団体連絡会・河野様 全国消団連の河野と申します。

私のところは連絡会でございまして、会員の皆様との間でこのことについてきちんと合意がとれているわけではございませんけれども、消費者の立場から新しい表示制度に関して御要望を申し上げたいと思っております。

消費者庁さんが今回新しい表示制度で示そうとしているのは、安全の確保と合理的な選択の機会の確保だと理解しております。

安全の確保という視点で表示を考えますと、現在ある消費期限ですとか賞味期限の周知と、やはりアレルギーを引き起こす可能性のある食品の表示も重要なファクターとして、これらはしっかり検討を重ねて、記号とか図式などの活用も考えて、できるだけわかりやすい注意喚起になるようにぜひ表示基準のところでルール化していくいただければいいかなと思っております。

合理的な選択の機会の確保という視点でいいますと、食品の品質と経済性が見合っているかを表示でどう伝えるかはやはり別途検討すべき課題かなと思います。

それから、水分を原材料名に表示するところは考えていただければと思っております。

義務化される栄養表示についてなのですけれども、これは平成23年8月に栄養成分表示検討会というものがありまして、報告書で内容の方向性がまとまっていると思いますので、ぜひそれをもとに早急に準備を進めていただきたいと思っております。

要望なのですけれども、今回の新制度を消費者の生活に役立つものにするためには、一つは環境整備に力を注いでいただきたいと思っております。法律で規定されなくとも、先ほどから幾つも出ておりますけれども、消費者からの要望が多い情報については、食品をつくっている企業の努力で何らかの情報提供がなされるべきだと思います。私の手元について先般まとまりました農林水産省の平成23年度食品情報提供活動推進委託事業による商品情報の消費者への適切な情報にかかるガイドライン、これは案なのですけれども、こういったものがございます。こういったガイドラインに準拠して企業努力を重ねることで、最終的に消費者に選ばれる商品を提供するという土壌ができれば、そうした商品が広く世の中に出回ることになるということで、私たち消費者も必要な情報が得られるようになるのではないかなと思っています。

消費期限や賞味期限の表示に加えまして、購入後ですとか開封した後にどういうことに注意したらよいかという管理方法、今も書かれているものもありますけれども、あと時間がたつと変化するものの情報、キムチ、発酵食品ですとかヨーグルト類とかペットボトル入りの飲料の色合いの変化など、こういった周辺情報の提供も大事だと思っておりまして、消費者が食品を扱う上で安全性を担保するのに本当に役立つ情報が併記されることで、今ある期限表示がより有効に活用で

きると思いますし、また食品ロスの削減にもつながると思っております。

わかりやすい表示ということで、印刷のポイントを大きくしたり、色使いを変えたりと識字効果を高めることが議論されていましたけれども、限られたスペースを有効に活用して必要な情報を消費者に伝えるためには、省略とか優先順位を決めるとかいうことよりも、情報を提供する側と受け取る私たち双方の表示のルール、つまり共有化が大事だと思っています。そのルールを読み解くために私たちのほうの理解も必要になります。わかりやすく、日々の暮らしに本当にすぐ役に立つ表示ルールの周知のためには、この検討会のメンバーにもいらっしゃいましたけれども、行政の方とか事業者の方も一緒にになって学習の場を設けることも大事なのではないかなと思います。

栄養表示の義務化なのですけれども、この間非常に大きなニュースになったのはイギリスの例なのですけれども、GDAという1日に必要な栄養成分表示に加えまして、一目見て栄養素がわかる信号機表示方式がイギリス流通最大手のテスコで採用されました。それがニュースで流れると追随する流通業者もいまして、もうあと3番目の流通業しか残っていないみたいな形になります。ですから、やはり環境整備もしっかりとしていただいて、多忙な消費者にとって健康な食生活のための商品選択が簡単にできるように、そういうふうなところでぜひ力を注いでいただければなと思っています。

この法案が施行された後、個々に府令ですか告示など表示基準が整備されると思いますけれども、そのときはぜひ行政の方、事業者の方、私たち消費者も含めて、関係者が知恵を絞ってわかりやすい、つまり本当に日々の生活に役に立つ生きた表示になることを望んでおります。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国消費生活相談員協会、澤木様、よろしくお願ひいたします。

○全国消費生活相談員協会・澤木様 全国消費生活相談員協会、澤木と申します。よろしくお願ひいたします。

私たちの協会は、全国の消費者センターに勤めております相談員がほとんどです。そこで消費者の生の声を相談として受けておりますので、今回は具体的な表示について要望したいと思います。

消費者の情報を知る権利、選択の権利を踏まえた上で、食品表示には消費者が目で見てその内容を理解しやすく、きちんと活用できることが重要と考えております。今回決まったこととして栄養表示の義務化がありますが、消費者に本当に役に立つ表示になるためには、厚生労働省が定めた2010年の「日本人の食事摂取基準」の中で、「1日の必要量を満たすと推定される1日の摂取量」として推奨量が示されているので、それに対する充足率も一緒に記載していただければ、と

ても良いと思います。充足率が書かれていることによって、推奨量を摂取するには、あとどのくらい食べればよいかが判断できると思われます。

それから、表示値の設定方法についてですが、計算値方式を導入すると伺ました。栄養素も旬のものや外国産のものなど、値が変わってくるので、考慮してデータベースを決めてほしいと思います。

今回、栄養強調表示に関しては書かれていないのですが、消費者は数値よりもイメージで選びますので、カロリーオフはゼロとイメージしてしまいます。「ゼロカロリー」と表示されていても、実は4キロカロリー未満であれば「ゼロ」と表示できるなど、消費者に誤解を与えててしまうような表示は改善していただきたいと思います。

字を大きくすることはとても良いことだと思いますが、今まで書かれていた情報量は残してほしいと思います。海外の表示を見ると、とても小さい字ではありますが、多くの情報が書かれています。商品のアピール文言のかわりに、主原材料の割合表示が記載されると、品質を選択する目安として消費者は選びやすくなると思います。

それ以外については、食品添加物の表示の見直しはぜひお願いしたいと思います。一括名だけではどんな添加物が使われているかわかりませんし、化学物質名ではなく、別名や簡易名で良いとなっています。1つの簡易名が数個の化学物質名に使えるので、どの物質を使っているのかわかりにくいことがあります。

それから、用途と物質名をセットで表示してほしいと思います。添加物名だけ表示されても何の用途で使われているのかわかりません。例えば最近は保存料としてソルビン酸はなるべく使われなくなっていますが、グリシンが日もち向上剤として使われております。しかし、表示にはグリシンと書いてあるだけで、何のための目的かわかりません。

遺伝子組換え表示の改善もぜひお願いしたいと思います。EUで採用されている表示制度を参考にして、実際には使われていても表示が免除されるという現行の表示ルールはぜひ改善していただきたいと思います。例えば製造過程でDNAが分解してしまうようゆ、たんぱく質が除去される食用油、DNAもたんぱく質も分解されるコーンフレークなど、さらに原材料の3番目までに遺伝子組換え原料が使われていなければ表示しなくて良ことなど、消費者は使われていないと勘違いしますので、改善をしていただきたいと思います。

アルコール飲料についても、一見すると清涼飲料水と見分けがつきにくく、食品添加物もたくさん使われております。健康にかかわることでもありますので、ぜひ食品表示の対象にしてほしいと思います。

最後に、常日ごろ私たちは消費者センターで食品表示についての相談や啓発講座を行っておりますが、消費者がいかに表示の見方がわからないか、購入時に表

示の詳細を見て選択していないかがよくわかります。表示の読み方を説明すると、感心されることがよくありますので、ぜひ表示に関する消費者教育に力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国地域婦人団体連絡協議会、長田様、よろしくお願ひいたします。

○全国地域婦人団体連絡協議会・長田様 全地婦連の長田でございます。

今回の表示の一元化の表示は何なのかという考え方の中に、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報と先ほど御紹介がございました。それであるならば、景品表示法的な考え方、広告表示も含めて、表示として今回考えるべきだったのではないかとまず思います。

現在、特に効能効果をうたっているかのようなイメージを全体的に与えながら、一つ一つの法律にはっきりとここが違反にはならないというような広告表示が非常に増えていると思います。体験談ということで全体に及ぼすものではないとか何とかいいながら、血圧が下がるとか、そういうことをずっと言っている表示に関しても、それも一つ食品の表示で非常に影響を与えるものとして考えるべきだったのではないかと思います。今回の報告書の中に景品表示法が食品に限定されているものではないということが除外した理由に書かれてありましたけれども、実際に公正競争規約など具体的な規定があり、そこで食品表示についていろいろなルールがあるわけですから、やはりその考え方を入れるべきだったのではないかと思っていますし、ぜひ今後そこも改めて検討していただきたいなと思っています。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、東京都地域消費者団体連絡会、西澤様、よろしくお願ひいたします。

○東京都地域消費者団体連絡会・西澤様 東京都地域消費者団体連絡会の西澤でございます。

私どもは10月1日に消費者庁長官に意見書を提出いたしました。その意見書を添付すればよかったです、もう意見書を出してありますものですから今回は添付してございません。その内容を一応申し上げますと、私たち消費者は商品を購入するときには安全・安心なものを求める手段として表示を見るように習慣づけております。それで先ほどの相談員協会の方たちから御意見が出ましたように、表示を見るように私たちは啓発しておりますが、なかなか表示を見て購入するところまでの教育ができておりません。ですから、それを先ほどから出ております

消費者教育の中にもう少し入れてほしいなということはございます。

まず、私どもも試買調査をいたしまして、いろいろ勉強させていただきました。そして御列席の先生方にも講義をしていただきまして、そちらのほうからも勉強させていただきましたが、やはり今回のものは消費者の知る権利が抜けているということが第一だと思います。事業者は知らせなければならぬと書かれておりますが、知らせなければならぬこと自体の中で、やはり事業者有利の今度の改正ではないか。消費者が選ぶ権利を利用しようとしましても、事業者が提供してくれなければ消費者は知る権利を使用することができないのです。そういう意味で一括表示とか、そういうことにかかわらず、やはり先ほどから言っていらっしゃいます水なども含めて原料の表示をしていただきたいと思います。

私たちが勉強しましたときの韓国の表示などはそれこそ水から何から全部出ておりまして、これは私たちにとっては有利でございますけれども、製造者にとっては大変だということはわかりましたのですが、消費者としましてはそういうところまでキャリーオーバーで抜かされていることもなく、全部使われているものの表示が必要ではないかと思います。

そして、法制化されましたときには、先ほどの説明では3法の一部分が消費者庁のほうに移管されまして、それに対しては調査から何からすることに今度の新法で決めているというお話でございましたけれども、法律ができればそれでいいということではなくて、ほかの法律のときもそうなのです。まず法律をつくりましょう、そうすると改正してほかの部分で検討しましょうということが、消費者庁の関係ではなくて、ほかの省庁の関係でも往々にあります。その後改正されていくのかと思えば改悪されていく例もございますので、その点はやはり新法をつくるときにはもっと慎重に、消費者の意見も十分に取り入れていただいて、それで決めていただきたいと思います。

袋の全体の表の部分に商品名とは違ったイメージのものが書かれていることが多いのです。それが商品名とは必ず一致していなくて、そういう広告によって一般的の消費者は購入する人が多いわけです。そういうものも含めて、今度の表示の一元化に対しては考えていただきたいと思います。

食品表示の検討委員会の構成委員の中には、やはり純然たる消費者団体、国民みんなが消費者ではありますけれども、本当に消費するだけの側の消費者団体、そういう方たちの意見も十分に入れていただきたいなと思っております。

あとは皆さんにおっしゃいましたことそのままでございますので、都地消連の意見としてはそれだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、東京都地域婦人団体連盟の飛田様、よろしくお願ひいたします。

○東京都地域婦人団体連盟・飛田様 ありがとうございます。おはようございま

す。東京地婦連の飛田でございます。

このたびの食品表示一元化の動きにつきましては、検討を待たれていたことでもありますので、基本的には賛成いたします。新たな食品表示統一法は消費者運動による長年の情報開示の歩みを踏まえて、消費者基本法の理念に基づく方向性と国際的にも評価に耐え得る我が国の健康寿命問題や食品にかかわる被害の未然防止の視点を入れ、これは誇大広告による消費者被害がたくさん起こっておりますので、そのような視点を入れたユニバーサルデザインに近い内容であってほしいと考えております。

若い方もおいでになるので少々古い話をさせていただきますが、私どもは昭和40年代より今日に至るまで多くのJAS規格、品質表示基準の設定に向けた表示調査や試買、分析に持ち込んだり、審議への参加、食品安全のための添加物規制の必要性を訴えたり、表示のあり方について意見を提出するなど、主体的に参加してまいりました。かつて1978年～98年にかけてはテレホンサービスなども行いまして、日々築地に入荷する旬の食材を使い、栄養バランスを考えた献立やおやつ、食の安全情報を消費者に提供した活動の経緯もございます。これらと並行して表示に関する多くの公正競争規約の作成にも消費者団体として、いろいろ調査をいたしたりしつつ積極的にかかわりまして、一元化の検討に先立つ栄養成分表示検討会にも加わらせていただいております。いずれも食品の安全と消費者への危害防止につながる規格、表示、消費者の合理的な選択に資する情報開示のための表示やバランスよく栄養成分を摂取し、健康を維持する具体的な目安などを追求するため、消費者運動の一環としてやってまいりました。

今までの取組からは、食品表示には関係する法律が複数あり、用語が統一されていないこと、消費者が求める食品の成り立ち情報、栄養成分表示、アレルギー表示、遺伝子組換え食品等の情報開示が不十分でわかりにくいくこと、加えて省庁縦割りであったためか、監視体制や被害救済のあり方などの置き去りといったらいいでしょうか、非常に甘いなどの問題点も散見されております。したがいまして、これからまず第1弾の統一に加えて、徐々に検討が深められていくものと思いますが、食品表示のあり方についてより深めていっていただきたいという願いを込めて、義務的表示などを含めて少々意見を述べさせていただきます。

義務表示事項に関しては、原材料の植物油、動物油脂といったような大きくくりの表示は改めて、具体的に表示していただきたい。

添加物は原材料と区分して、用途と個別名称を表示する。簡略名とか別名とか、そういったことをしないでいただきたい。

そして、加工助剤、キャリーオーバーの不表示についてはチェックがなされているかどうか心配しております。キャリーオーバーだから表示されていないわけですけれども、果たして適切に行われているかどうか、その辺をチェックしてい

ただきたい。アレルギー表示につきましては責任回避のための表示でなく、重症者の安全を優先して表示項目とともに、表示面積の小さい場合は省略できるとされる規定についても見直していただきたい。

遺伝子組換え食品についてはEU方式による表示にしていっていただきたい。

栄養成分表示を追加していただくことは大変うれしく思っておりますけれども、これについては我が国の今まで指摘されてきた国民健康に及ぼす食品摂取の問題点を十分に踏まえてメリハリのあるものにしていただきたい。

それから、賞味期限表示にプラスして、具体的な製造年月日表示は復帰していただきたいと考えております。

食品表示の適用範囲につきましては、インターネットやカタログを通じた通販や自販機による販売などについても適用範囲にしていただきたいと考えております。

不使用とか、そういう強調表示をしたもの、あるいは広告表示で強調しているようなものについてはその具体的な内容を義務表示としていただきたい。

原料原産地については見送られて今後の課題になっておりますけれども、私たちの身の回りの食のグローバル化はとどまるところを知りません。消費者は輸出国側のいろいろな情報を知りたいわけです。製品のフードマイレージを知る上でも非常に重要な項目であると考えております。またカントリーリスク等もございます。したがいまして、慎重に御検討いただきたい。できればパーセンテージ表示をしていただきたい。そうでないと具体的に中間加工品等の状況は把握できないわけでございます。それから、産地偽装や事故原因の究明とか、事故品の回収を効率的に行うためにも、国内の場合は原料原産地表示は特に有効になると思っております。

任意表示事項には、先ほど申しましたようなわかりやすい栄養表示になるよう例えはナトリウムや食塩相当量を併記したり、見える化をしていただきたい。1日の必要摂取量との関係表示を明確化していただきたい。それには信号表示などという御意見も出ておりましたが、わかりやすいものを具体的に、国民の食習慣に影響を与える内容の密度の濃いものにしていっていただきたい。

誤差についてはしっかりと根拠のあるもので、ある程度の幅表示はいたし方ないと思いますけれども、私たちがどういう根拠に基づいてこれが表示されているかをわかるように、過剰摂取の懸念とか、あるいは摂取が欠乏しているものなどについても配慮しつつ見直していただきたいと思っております。

長くなり恐縮でございます。これからに期待いたしたいと思いますけれども、従来のものをそのまま並べればいい、あるいはいたずらに簡略化すればいいというものではなく、長い長い消費者運動の歴史があるということを若い方には十分認識を持っていただきたい。今日を迎えてきているのも、それでも不十分なので、

私は今日も幾つか指摘させていただいたわけですが、長い歴史や人々の努力についていま一度静かに思いをいたす必要があると考えております。

以上でございます。消費者庁さん、消費者委員会さんにはぜひ消費者の立場に立った御議論をこれからもお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本消費者協会、佐伯様、よろしくお願ひいたします。

○日本消費者協会・佐伯様 日本消費者協会の佐伯でございます。よろしくお願ひいたします。

私は12回の検討会の議事録と報告書を読ませていただきまして、なかなか一元化法体系のイメージが湧いてこなかったものですから、このようなものをお出ししたのですけれども、お出しした後で先ほど御説明いただいたこれが送られてまいりまして、これでよく理解ができたということでございます。

一応ペーパーを1枚出させていただいておりますので、ざっと読ませていただきたいと思います。

私どもの協会では、コンサルタントの養成講座において、JAS法、食品衛生法、健康増進法についての概要を専門家に学びます。また、地方の講座においては、各県の直接の担当課の責任者に講義をいただいて、現行の法体系と消費者が留意しなければならない問題点について理解を深めるように意図しております。しかし、複雑な現行法において、直接消費者からの問い合わせに応じられるほど理解ができるまでには個別の問題を習熟することは難しい状態でした。

したがいまして、商品選択のための表示事項の一元化とわかりやすい表示方法について、検討会の報告書にありますように「食品一般を対象として、食品の安全性その他の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項を義務付けることを内容とする新法の立法作業に着手」することが書かれておりますが、速やかに行われることを望んでいます。

「と同時に」と以下書きましたのは、このイメージがよくわからなかつた時点での問題でございます。

それから、問題点として3つ挙げさせていただいているのは、加工食品の表示について、アレルギー表示は当然のことではございますけれども、消費者のニーズは非常に幅広く、特に高齢社会でございます、小さな家族が食卓を囲むような時代でございますので、ぜひ少量の調理済み食品の表示に関して栄養表示を優先していただきたいなと思いますし、個別の食品の表示ニーズに対応する検討がこれから行われるということですので、なるべく早目に準備していただきたいと思っております。

表示の監視体制の強化について、私どもは食卓では漬物をカットしたもの、あ

るいは果物をカットしたもの、加熱しないですぐに口にするような食品もかなりたくさん購入しております。こういう食品について消費者にはなかなか製造工程等はわかりませんので、調査権限を拡充すると先ほどお話にもありましたように、ぜひこの辺の監視体制を進める手立てを法案の中に盛り込んでいただければと思っております。

何度か皆様のお話に出ておりました消費者のイメージに訴えかけるような強調表示に関しても、今後ぜひ検討していただきたいと思っております。

最後に、消費者啓発を私どもはやっております関係で、健康に直結する問題でありながら、一般消費者の食品の表示知識は曖昧なままでございます。消費者教育の一環として、食生活に関する知識の普及啓発にぜひ力を注いでほしいと思いますし、法律をつくるだけではなく、広報、啓発事業について力を尽くしていただきたい。その辺のところを盛り込んでいただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○谷口課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、日本消費者連盟、天笠様、よろしくお願ひいたします。

○日本消費者連盟・天笠様 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、新しい食品表示制度ですけれども、大きく言いまして、消費者庁の真価が問われていると考えております。本当に消費者のための食品表示になるのかどうか、これがやはり大きく問われているところだと思うのですけれども、その場合どのように消費者のためになるかというと、そこでは知る権利、選ぶ権利が基本になければいけないと考えております。やはり消費者が食品表示を見てわかるもの、選べるものでなければいけないというのが原則だと思います。今日御説明いただいた中で、強化、拡大、充実といった言葉が非常によく出てきています。すけれども、本当に現実のものとしてそういうものにしていただきたいと思っております。

その場合には内容が非常に問題だと思うのですけれども、いわゆる食品表示は、食べ物について消費者がそれを見て本当にわかって選べるものにしなければいけない。そのためには文章でいいますと、いつ、どこで、誰が、何を、どうした、なぜ、という基本的なものが書かれていなければいけないはずなのです。ところが、今の食品表示はいつ、誰が、どこで、何を用いて、どのようにつくったかがわからない仕組みになっております。要するにコミュニケーションができない仕組みになっているわけです。ですから、これをぜひ入れてほしい。

例えばいつ、製造年月日表示がなくなってしまったわけです。期限表示に変わってしまったわけです。誰が、製造所固有記号になっていまして、ほとんどが販売者何々、あとに記号で実際の製造所が書かれるようになっておりまして、一体

誰がどこでつくったかが全然わからない仕組みになっておりまして、これはやはりおかしいと思うのです。ですから、製造所固有記号のような記号ではなくて、実際につくっているメーカーをきっちり書くようにすべきだと思います。何を用いて、例えば食材にしても、加工食品の場合、原料原産地表示が消えてしまうわけありますし、そうすると同じ食材でもどこでつくられたものかわからないのです。ですから、原料原産地表示が加工食品にもなければやはりおかしい。例えば食品添加物もそうなのです。今日はいろいろと話が出てきておりますけれども、一括表示であるとか、簡略名、あるいはキャリーオーバーという形でほとんど食品表示がされていないという現実があるわけです。ですから、消費者はどういう食品なのかがわからない仕組みになってしまっている。これが今の食品表示だと思うのです。

もう一つ、具体的な問題になりますが、遺伝子組換え食品表示ですけれども、今の遺伝子組換え食品表示はわざわざ遺伝子組換え食品であることがわからないような仕組みになってしまっている。これが問題だと思います。EUの食品表示制度がありますけれども、いわゆる全食品表示になっています。今度アメリカのカリフォルニア州で11月の大統領選挙に向けて遺伝子組換え食品表示法案が提出されておりまして、可決するもあるわけですけれども、その前に既にアメリカでは食品業界がGM遺伝子組換えの食品表示に向けて動き出してきております。このカリフォルニア州の法案も原則全食品表示であります。これはあくまでも消費者の知る権利、選ぶ権利に基づいてつくられている。

そうなりますと、もしカリフォルニア州で表示ができるということは、アメリカ全土に波及する可能性が高くなっています。食品業界自体はアメリカ全土の食品業界が動き始めてきております。そうしたときに日本の表示制度がいかにおくれたものになってしまうかということがわかるわけです。そういう意味でも、ぜひ遺伝子組換え食品表示制度の改正に取り組んでいただきたい。EUあるいはカリフォルニア州に並んだような全食品表示に向けた取組をぜひとも行っていただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、戸部様、よろしくお願ひいたします。

○日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会・戸部様 ありがとうございます。NACSの戸部です。よろしくお願ひいたします。

今日は表示についてのワークショップということなのですけれども、食生活において私たちがどれほど食品の表示を大事にしているかということは今の皆さんの御意見を伺ってもわかりましたし、普段の会話でも日々感じていることなので

すけれども、一方で非常に表示内容が複雑になってきていてわかりづらいということと、表示を見て、表示だけで判断してしまうということが最近心配に思うことです。極端な例ではありますけれども、食品としてのおいしさだとか良さを文字で判断してしまうような傾向もある。このような状況の中で、表示の役割を考えることも重要なと思っています。

今日資料を出させていただいておりますけれども、1番のところに今、申し上げました五感を大事にする施策を考えていただきたいと思っています。これは表示のところだけの議論ではないのかもしれませんけれども、やはり表示に頼り過ぎるところも少し考え直していく必要があるのかなと思いますので、これは表示制度の検討の中では、直接関係する話ではないのかもしれないけれども、そういういたところも大事だろうと思います。

これを考える中で、先ほど原料の原産地表示という部分で、今回の検討で品質の差異があるかどうかという視点からは少し離れて、選択上重要であれば表示の対象として広げていきますという課長の御説明をいただきましたけれども、確かに消費者の声としては原料原産地表示が重要ということなのですが、なぜ知りたいのかというところをもう少し分析する必要があると思います。

先ほど少しコメントがどなたからもありましたが、原料原産地が品質や安全性をあらわしているのではないかというような誤解や期待のようなものがあるようを感じています。私は原料原産地はそれがそのまま品質とか安全性ということではなくて、品質や安全性は生産者や製造者の方の管理の状態や技術で支えられていると思います。そのことを原料原産地という文字で消費者がもし判断しているとすれば、それは少し実態と違っているのかなと思いますし、もしそれが違っているのであれば、きちんと情報提供をしていく必要もあるでしょうし、コミュニケーションも必要だと思います。もちろん、原料原産地の情報がフェアトレード、産地育成というような視点でも重要と思いますので、そういうことであればその目的をきちんとして表示するというふうにしていったほうがいいのではないかと思います。ですので、このあたりをもう一度少し考えていただければと思っています。

先ほどの御説明の中にもありましたけれども、ルールですとか制度の見直しもされるというようなことで、それはすごくいいことだと思います。どんどん商品も変わっていきますし、消費者のニーズも変わっていくという中で、やはり制度をつくったらおしまいではなくて、見直しをしていくことは大事だと思います。ただ、今までそういったようなことはされてきたかと思うのですけれども、守られているかどうかの監視だけではなくて、もし守られていない状況があるとか、あるいは消費者にうまく伝えていない、普及していないがあれば、どうして守られていないのか、どうして普及しないのかというところもきちんと確認して

いく必要があると思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本生活協同組合連合会、山内様、よろしくお願ひいたします。

○日本生活協同組合連合会・山内様 日本生協連の山内です。

3点申し上げたいと思います。

1点目は、今回の法をつくることに当たり、国の果たす役割と事業者の果たす役割と消費者自身の努力の部分について、改めて考えていただきたいという点です。本日もたくさんの方から御発言がございましたように、消費者の表示に対する要望は非常に広く多様ですけれども、やはり法律などに違反したときに罰則も含めて制定すべきものと、国が率先して事業者などに対してガイドラインという形で守ったほうがいい方向を示すべきものと、事業者が自主的に消費者の要望に応えて表示していくもの、その上でわからなければ消費者がみずからきちんと聞くという努力をして、知る、学ぶものを分けて考えたほうがいいと思っております。

今回、食品表示一元化検討会の報告書で「食品表示制度の目的は、食品の安全性にかかわる情報が消費者に確実に提供されることを最優先として、これとあわせて消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置づける」と明確に示されましたので、その点についてはもっと明確にしていただいて、法をつくっていただければよろしいかと思います。

2点目は、私は、食品の安全性にかかわる情報は非常に重要だと思いますが、それと限られた資源の中で国がやるべきことは何かと考えたときに、原料原産地表示については現行今まで努力をして決めてこられたもの以上に拡大することが国の役割として、責務としてすべきなのかということについては疑問があります。消費者は知りたいですけれども、事業者の自主的な情報提供というところに委ねてよいのではないかと私は思っております。

3番目ですけれども、今回、栄養表示の義務化が始まることになりましたが、これもどう表示を読み解くのかが非常に重要です。食育の活動とかも展開されていますので、ぜひ栄養表示の義務化をするときには、例えばナトリウム、食塩は今、日本人は非常に多いと言われていますので、これを減らすキャンペーン等は既に行われていますが、こんなところと一体になって具体的に1日の暮らしの中で表示を見てみたらこんなふうに摂取していることがわかる、ではどうやって減らしたらいいのかというような教育的な内容も含めたキャンペーンを張るとか、カロリーの問題は非常に関心が高くなっていますので、そういった点で、そういったテーマでキャンペーンをするということも含めてお考えいただいたらいかがかと思います。

このような活動については既にカードを使ってゲームで学ぶような仕組みを開発されている大学ですとかグループがございますので、今からゼロからつくるということではなくて、そういった方々と協力しながら、消費者が理解を高めていけるような環境づくりをぜひ実施していただきたいと思っております。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、Food Communication Compass、森田様、よろしくお願ひいたします。

○Food Communication Compass・森田様 一般社団法人 Food Communication Compass の森田です。

このたびはこのような意見交換会の場を設けていただきましたことを感謝申し上げます。

申し上げたいこと 3 点を資料にまとめておりますので、それに沿って御意見申し上げます。

まず第 1 番目ですが、新法は消費者基本法の基本理念のもとに、食品表示一元化検討会報告書の基本的な考え方に基づくものにしてくださいということです。先ほどの御説明の中で、新食品表示制度の目的として、新制度は「消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」という御説明がございました。もちろん法律の話ですから報告書を全て盛り込んでということではないことはよくわかりますけれども、山内様のお話にもあったように、この報告書の趣旨といいものは、新制度の目的ということですまず安全性の確保にかかわる情報が確実に伝わることを最優先としということになっています。あわせて商品選択の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されると位置づけるとしております。ここでの文面が変わっていて、拡大という言葉になっており、重要な情報が提供されるというところも抜けておりますし、安全のところも抜けていて、このようにつまみ食いのような形で新制度の目的を書かれてしまっています。御説明の中では安全の確保に関しては当然であり、表示基準レベルで書いていくとかいうお話もありましたけれども、安全と選択という基本的な 2 本柱、それから優先順位をつけたという基本理念をよく生かした上での新法を求めます。

それから、消費者の権利というお話もございましたけれども、報告書の中には消費者基本法の基本理念の第 2 条のことが書かれておりまして、その中には消費者の権利を尊重するとともに消費者の自立を支援することを基本としたということがございます。消費者の権利の尊重ということももちろんですけれども、自立の支援もあわせて、どちらか片方だけでは片手落ちであり、そこの基本理念のところも生かしていただいた上での新法を盛り込んでいただきたいと思っております。現在の表示は消費者にとって使い勝手が悪くて肝心なことが伝わっていない

ことが問題です。その上で報告書の中では新制度において重要性の整序ということ、それから、表示の見やすさが優先されるということを取りまとめたものであり、それによって消費者と事業者双方にとってわかりやすくなって、かつ双方の円滑なコミュニケーションの一助になることを期待しております。

2番目ですけれども、これまで皆様方がおっしゃられていた加工食品の原料原産地表示ですとか、個別の義務表示事項のことについては検討会の中でもいろいろお話が出てきましたけれども、さまざまな理由のもとで先送りされたという経緯がございます。青写真を今回掲げていただきて、スケジュール表を初めて見せていただいたわけなのですけれども、まず新法がきちんと法案提出の後、個別の項目をやっていくという順番に関しては支持したいと思います。

これらの個別品目を見直しする際に忘れてはいけないのは、やはり消費者は多様であり、情報の重要性は消費者によって異なるという点だと思います。拙速な導入は一部の消費者にとっては重要でも、多くの消費者にとって不利益につながりかねません。これに関しても報告書の中の安全性確保に関する事項を優先し、それ以外は表示による情報が得られるメリットと表示に要するコストというデメリットを消費者にとってバランスさせることが重要という基本理念を生かしていただいて検討を進めていただきたいと思います。

最後に今後の作業工程の明確化ということですが、今回のワークショップは一部の消費者団体のみということで、日程と会場の都合でということもお聞きしています。今回のように新法のイメージが出てきたわけですから、これに対して意見を申し述べたい個人やさまざまな組織や団体に公平に機会が設けられ、情報が公開されることを求めております。食品の表示は役割に応じて消費者のニーズも変わってきますし、重要度が増していくものですが、その一方で表示事項をどんどん見直すことは事業者にとっても相応の負担を伴いますし、準備期間の不足でいろいろな弊害を生みます。それが消費者の不利益にもつながりかねません。今後も引き続き、消費者、事業者両方に適切な情報公開を進めて透明性を確保していただくことを求めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

それでは、次に全体での意見交換を行いたいと思います。消費者庁のほうから説明いたしました新食品表示制度のポイントについての御質問とか御意見でも結構ですし、それ以外に食品表示一元化全般に対しての御質問、御意見などでも結構でございますので、御自由に御発言をいただけたらと思います。

西澤様。

○東京都地域消費者団体連絡会・西澤様 都地消連の西澤でございます。

ずっと御説明いただきましたことと皆様方の御質問を聞いておりまして、そこで出てきたらと思って躊躇しておりましたが、そこには出てきませんでしたのが、

輸出用の加工食品とかいろいろな食品に関する表示と国内産用で日本国内で使っている同じ品物に対する表示が、やはり輸出しますから、それぞれ輸出用は国別によって変えてあります。それを見比べましても、輸出用ではもう全部書いてあるのです。ところが、国内産ではキャリーオーバーを抜かしたり、添加物も香料で一括されてしまっていたり、そういうことがあって、私たちはそれがとても不思議に思うのです。そういうところの輸出用と国内産用の製品の表示義務の統一という点ではどうなっておりますでしょうか。ここを聞かせていただきたいと思います。

○増田食品表示課長 食品表示制度についてはコーデックスのルールがあり、それを参考にしながら各国それぞれ国ごとに表示制度をつくっております。日本国内を流通するものであって、国内の生産者がつくったものも、外国から輸入されてきたものも、国内で流通する分には日本の規制が及びます。一方、外国で売るものについては当該国のルールに従うことになっています。したがって、国が違えば表示のルールも違いますし、そもそも例えば使っていい添加物の範囲が違っているわけです。もし輸出するのであれば、日本では使っていいかもしないけれども、外国でもし使えない添加物があれば、当然製品から変えていく必要があるて、それをしなければ外国では売れない。表示についても同様で、外国で売るためには外国のルールにのっとった表示が必要ということになっております。逆に外国で売るときにつける表示を必ず国内でつけなければならないかというと、そういうルールにはなっていません。

ただ、キャリーオーバーとかはコーデックスのルールで省略していいことになっているので、各国でもキャリーオーバーのものを表示しているところは多分ないと思います。

○東京都地域消費者団体連絡会・西澤様 その御説明はもっともで、私たちもよく理解しております。でも、外国の製品につけられるだけのそのものが日本の国にあるのに、日本の国民には知らせられないという表示の差別を私たちは感じるのです。ですから、そういうことが外国用には書けるのに、日本では場所がないとか、一括表示の中には入り切れないとか、ポイントが何とかだということで使われていないことに対して私たちはやはり輸出用も国内産も統一して同じようにできるのではないかと。例えば先ほどお話を出ていました添加物は、EUなどは全部出ています。それも頭文字だけで添加物が入っているという表示をしているというお話を伺いました。消費者のほうでは添加物の少ないものが欲しいと思えば、頭文字の表示の少ないものを購入するというふうに学ばせていただきました。その方法がとれるのであれば、日本でつくったものは日本の表示と輸出用の表示と統一してほしいなというのが消費者の希望でございます。

○増田食品表示課長 1つ状況としてよくわからないのは、本当に国内でつくっ

ているものをそのまま海外に売っているというのはあまりないのかもしれませんということです。日本国内でつくるのは結構コストがかかりますから、ある程度まとまって輸出をするのであれば現地生産といったことも考えられますし、パッケージは似たように見えても中身は同じではないかもしれません。ただ、おっしゃっている趣旨はもっともで、そういうことを広く消費者の方が働きかけて、容器に表示するかどうかはともかくとして、事業者の方がそれらの情報を提供するのは、非常に重要なことではないかと思います。

ただ、たまたまそういう状況にあった商品だけを対称に国のルールとして義務で表示する、つまり輸出している事業者だけはこれらの事項を表示するといったことはなかなか難しい面があるのかなと思います。自主的な情報提供みたいな取組を働きかけていくほうが、多分そういう場合は情報提供の充実が可能でしょうから、そのような形で情報が提供されることが望ましいことはおっしゃるとおりだと思います。

○谷口課長補佐 関澤様。

○食品保健科学情報交流協議会・関澤様 今の方の御意見に関連して2点ばかり申し上げたいと思います。

このワークショップのテーマは表示ですので表示に限って討論しているわけですが、実のところ情報提供の手段は表示に限られないわけです。もっと強力にいろいろな広告宣伝で間違った情報や人に誤解を与えるようなことが幅広く行われていて、そのためには被害も出てきているわけです。そうしますと情報提供のあり方はどうあるべきかというトータルな観点から表示も位置づけて考えないといけないのではないかと思います。つまり表示だけに全てを期待するのは無理だと私は考えます。表示に全てを書き込むことは普通に考えてほとんど不可能なことです。そこで消費者教育が大事だとか、そういう御指摘もありました。また、広告宣伝は適正なものに規制すべきであるという御意見もありました。その中で情報提供が消費者にとって、どういうふうになさるべきかということを消費者庁としては、表示はどうあるべきか、どういう位置づけになるのかということを考えられるべきだと思うのです。

それと知る権利と選択する権利、私もそれには全く同感です。これは実際には消費者の合理的な選択に資することを言っているわけです。そうしますと食品添加物がどれだけどんなものが入っているかを知ることが、例えば安全性とか品質の判断の上で合理的な判断の要因となり得るかどうかということなのです。そこをきちんと押さえないと、もちろん知りたいということを私は別に妨げるつもりはないのですけれども、それを知ることによって何を理解して、例えば今、おっしゃったのでは食品添加物の数が少ないという言い方をされたのですが、単に食品添加物の数が少ないということが本当に合理的な判断なのかとい

うことが問われると思うのです。添加物の数が幾つなのか、10個よりは5個が多いというのは、私は合理的な判断だとは思っておりません。そうすると何が合理的な選択なのかということを適切に考えることに資するような情報提供があるべきではないかと思われるということでございます。

○谷口課長補佐 神山様。

○食品表示を考える市民ネットワーク・神山様 消費者庁のホームページに子どものお酒の誤飲事故を注意してくださいという情報が載っているのですけれども、その文章の中に缶にフルーツの絵が描いてあったりして、お酒と清涼飲料を間違えて飲むということが書いてあります。食品衛生法の食品の定義は飲食物全部で、そこから除外されるのは医薬品及び医薬部外品だけで、酒類を除外するとは書いていないわけです。表示基準の中にも酒類とかアルコール飲料は入っているわけですから、私は今回の表示一元化で新しい表示制度をつくるのであれば、財務省に遠慮しないでお酒の表示をこちらに取り込んで、少なくともアルコール分何パーセントとかいうのは別としても、缶にフルーツの絵を描いてはいけないとか、そういう誤飲を防ぐような表示ということと、「何とかオフ」とか「何とかゼロ」とかいうお酒がいっぱいあるのですけれども、オフと書いてあるからアルコールがないのかと思ったら、そうではなくて糖類オフというお酒と書いてあるのです。こういった紛らわしいような表示をすることも食品表示法の中でぜひ取り入れていただきたいと思います。

○谷口課長補佐 飛田様。

○東京都地域婦人団体連盟・飛田様 論点が異なりますけれども、例えばこれから先、栄養成分表示等もお考えいただく場合に、今、青少年への配慮ということがアルコール飲料について御指摘がありましたけれども、子どもにはあまり量的には食べさせてはいけないものもあると思います。例えばカフェインなど強いものはよくないとか、そういう特に青少年に対する配慮が我が国では今まであまり十分になされてきていない経緯がありますので、栄養成分そのものということではない、これはむしろ食品添加物の問題にも通じるかと思いますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

アメリカで議論になっていることの一つとして、カフェイン入りの飲料を飲んだ子どもが倒れた、心臓発作を起こしたということがあるようでございます。そのほか、カラメルについても、カラメルが有害物質を含んでいるものもある。カラメルといいますと、今、私たちが加工食品を見ますと、たくさんのものに着色料として使われているのですけれども、そのカラメルについても議論が起こっています。具体的にはコーラ等に添加されているカラメルの問題を指摘されているようなのですが、コーラへの添加量がどうこうということもございます。

一方では、大きい問題として日本でも海外からの情報をいち早く消費者庁さん

等で察知して、情報を収集して検討を加えていただきたいと厚労省さんのはうに回すべきものは回していただくとか、あるいは食品安全委員会さんなどにもお願ひするべき問題があればそちらに回していただきたいと思うのですが、食品添加物自体もさまざまなタイプのものがあり、合成のものが必ずしも危ないとは言えない、いわゆる天然ものが安全であるとも言えないという複雑な要素もあると伺っておりますので、素人でなかなかよくわかりませんけれども、果たしてこの添加物は今、世界で何か問題になっていないかというような視点を忘れずに持っていていただきたいと思います。それが量的な問題である場合もあるし、あるいは年齢的な配慮が必要な場合もあるでしょうし、そのケースにより異なると思いますが、そういう視点をお持ちいただければありがたいと思っております。法改正にもかかわってくる問題だと考えております。

○谷口課長補佐 天笠様。

○日本消費者連盟・天笠様 わかりやすい表示ということなのですけれども、簡略化してもいいような表示はあると思うのです。例えばカロリーオフとノンカロリーの違いを知っている人はほとんどいないのではないかと思うのです。あるいはアイスクリームとアイスマルクとラクトアイスの違いを知っている人もほとんどいないと思います。あるいは豆乳と調整豆乳、豆乳飲料の違いもわかっている方はほとんどいないと思うのです。こういうわかりにくいものを簡略化して、わかりやすくしてほしいというのは私たちの思いとしてあります。だけれども、私たちとしては、そこで何が使われているかということに関してはなるべくわかるようにしていただきたい。これが私たち消費者としては一番大事なことではないかと思っています。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございます。

では、河村様。

○主婦連合会・河村様 感想めいたことになってしまふかもしれません、今日のタイトルといいますか、消費者団体とのワークショップとなっておりまして、何人かの方から、新たな検討の場には眞の消費者の代表をという声があったと思いますが、それに関連して、私は今日大変不思議に感じたことがありました。消費者団体が消費者の声を代弁するというのは消費者としてはどう思うかということを言っているつもりです。ところが消費者はこうあるべきだとおっしゃる評論家のような方がいらっしゃるわけです。

なぜそう申し上げるかといいますと、表示項目の中で、どう優先順位をつけるかということについて多様な消費者の意見が異なることは十分考えられます。それはあると思うのですけれども、例えば原料原産地表示は消費者が誤認するから表示しなくていいという声を消費者が言うということは、考えられません。例え

ば、字が小さくなるけれどもいいですかと聞けば嫌ですと答えるかもしれません、わかりやすければ表示が欲しいと答えるでしょう。自分が食べようとするものの産地情報が無い方がいいという消費者というのは私には考えられないのです。ですから、何が申し上げたいかといいますと、消費者団体との、つまり消費者の代表とのワークショップというからには、やはり消費者の声を聞くべきで、たしかに、私はこれが大事、いえ私はこれが大事という方がいてもいいけれども、少なくとも事業者としてのご都合や負担というような目線で意見をおっしゃるとか、消費者というのはそもそもこうあるべきだと研究者のようにおっしゃる声は、審議会とか検討会の場ではそういう方がいてもよろしいかとは思いますが、消費者の声が聞きたいということであれば、それを一緒くたにして「消費者の声にもいろいろありました」ということになるのは問題があると感じております。

いろいろな対立項目があることはわかっておりませんけれども、消費者の声を聞くからには、消費者としては何を望むかということと、事業者としてのご都合も踏まえて消費者はこうあるべきだというような評論家的な発想をごちゃごちゃにすると、消費者も多様ですねという話に、また振り出しに戻ってしまうように思います。

○谷口課長補佐 市川様。

○食のコミュニケーション円卓会議・市川様 食の円卓会議の市川でございます。今の御意見に対しまして、私も消費者です。消費者団体の代表をしております。まさに消費者が多様化している、目線も主張も意見も多様化しているということを河村さん御自身も実感されたのではないでしょうか。こういう意見交換の場に多様な意見が持ち込まれるということが私は大事なことなのだと思います。

1点消費者庁に御質問したいのですが、今回ワークショップという名前をつけていらっしゃいます。ワークショップとおっしゃるからには、今日谷口さんがファシリテーターとしてこの場をしっかりと盛り上げていただけるだろうと期待しておりますし、終わりには振り返りという大切なこともあるのではないかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○谷口課長補佐 期待はありがたいのですが、過剰な御期待は難しいと思います。せっかくのワークショップということですので、消費者庁に対する意見だけではなくて、お集まりの皆様方同士の御意見の交換もあるうかと思いますので、その辺は御自由に御意見を出していただけたらと思います。

では、天笠様。

○日本消費者連盟・天笠様 今日の皆さんの中での意見の中でぜひ公開の席上でこういう会を持ってほしいという意見がたくさん出ました。ですから、公開の席で法案が固まる前にぜひ皆さんの意見を聞いていただく場を設けていただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 では、神宮司審議官。

○神宮司審議官 今までいろいろ御意見をいただきました。本日のワークショップの一つの目的としては、新しい食品表示法について法律事項として考えているものは何なのか、そして法律よりも下位の法令事項で考えているのは何なのかということを御説明させていただいて、その点については私どものほうが考えていることと認識を共有させていただいたかったというところがございます。今日いろいろ御意見が出ましたけれども、下位の法令に関するような事項もございましたので、なるべく法律事項に関することだけ、御意見を聞きつ放しというわけにもいきませんので、簡単にコメントをさせていただきたいと思います。

まず1つ、消費者の権利を法律の中に明記できるかどうかということですが、検討会の報告書においても消費者基本法の基本理念の実現を図るのが新食品表示法である、そういう位置づけにあるべきであるということは明確にしておりますので、今後その基本理念の実現を意識した形での作業を行ってまいりたいと思います。

あとは法律という具体的な条文の中に消費者の権利を明記することについては、法律の内容自身は内容的には事業者に対して義務を課すという形のものでございまして、消費者に直接的に権利義務の変動が生じるようなものではありませんので、その点では慎重な検討は必要であろうと思いますけれども、そこはこれからまさに条文をつくっていく段階で今のような御要望があるということも含めて検討していきたいと思います。

次に、景品表示法の話をさせていただいたほうがいいと思います。景品表示法が業種横断的な法律であるということは既に御意見の中でもありました、景品表示法が横断的な法律であることの意味ですけれども、例えば商品の内容ということだけではなく、取引条件に関する表示も景品表示法の規制の対象となっております。その場合に例えば景品表示法で定めなければならないルールの中には、食品とそれ以外の商品との間で共通のルールを定めなければならないものもあるわけです。

例えば取引条件の表示の中で二重価格表示に関するものが典型だと思います。景品表示法を食品に適用しないような形で新しい法律を定めてしまうと、今までの取引条件に関する表示のルールをなくしてしまうわけにいかないですから、新食品表示法の中で今度は全部それをもう一度定め直さなければならぬ。これははっきり言って法体系としてはあまり整合的なことではないかなと思っています。

もともと表示に関しては現段階では一番一般的な法律が景品表示法という形になっており、それが一番横断的な法律になりますので、その意味では、新しい食品表示法は今までの法律を統合して新しい法律として一貫したものにはしますが、

それでも食品に限定したルールであるという意味においては、景品表示法との関係でいえば特別のルールという形のものになりますので、特別法の内容が一般法の内容を排除しないような形で両方の関係を定めておかないと、ルールに空白ができてしまうことがあります。そのところは御留意いただきたいと思います。

また、食品に関して1本の法律があるとしても、その法律の中で全ての食品に関することを決めなければならないというわけではないと思います。現在問題になっているのは、1つの同じ食品に対して食品衛生法とJAS法で二重に規制がかかっている点が問題なわけですので、新食品表示法ができたとしても一部の特殊な食品について特別のルールがあるというのは十分あり得ることかなと思っています。

お酒の話もございましたけれども、現在、酒税保全法のほうでは徴税上必要な表示義務にあわせて品質表示等といったような表示制度が両方設けられている形になっているということでございます。それは酒類も食品であるという意味においては、食品に関する特別なルールが酒税保全法にあるということですけれども、それを例えば食品表示法の中に入れて消費者庁に移管するということになりますと、地方機関を持っていない消費者庁に移管することによって、現在、全国津々浦々の地方機関を持っている国税庁が執行しているよりも執行が弱体化してしまう恐れはかなりある。そういうことは考えなければいけないと思っております。酒類の問題については、食品表示に関する法律と酒類の表示に関する法律を別々に設けている国は特に珍しくはないかと思いますので、一部の食品について別法で規制すること自体はそれほど特異なことではないと思っているところでございます。

大体法律事項的なことはそういうお話をされたかと思いますので、その点だけコメントさせていただきます。

○谷口課長補佐 そのほか何かございますでしょうか。そろそろお時間のほうが近づいておりますけれども、何か御発言しておきたいこととか御意見がございましたらどうぞ。

神山様。

○食品表示を考える市民ネットワーク・神山様 制度的な御説明はよくわかるのですけれども、例えば酒類の表示について別の法律があるといつても、その別の法律が機能していないから消費者庁がわざわざ誤飲に気をつけなさいというような警告をホームページに載せなければならぬことになるので、消費者庁は一応司令塔的な役割を持っているわけですから、ほかの法律に対して缶にフルーツの絵を描くというような、小さい子どもが誤飲するかもしれないようなことはやめさせるルールをつくれ、というくらいのことは言つていかないといけない。それができないのだったら、この法律に取り込んでいただきたいという趣旨もありま

す。

○神宮司審議官 他の法律で規制されている分野に関しても消費者庁のほうから言うべきことがあれば言っていかなければならないという点は御指摘のとおりでございます。たまたまこの問題は食品表示課ではなく表示対策課のほうで対応しておりますが、ただ、現段階において所管省庁での御対応、あるいはそれを受けた事業者側での御対応は、概ね、消費者団体側の問題意識にもお応えするような形で現在事業者側のほうで対応を図られているのではないか、現在のところはそういう認識でおります。

子ども向け注意喚起メールは、消費者安全課のほうで出しているものだと思いますけれども、そのような注意喚起を出したからといって、別に現在の段階で特に事業者側の表示について不十分なところがあると評価をしているわけではないということでございます。事業者側の対応がある程度十分なところまでいっていたとしても、それでもなお注意喚起を出すことは当然あると思いますので、補足させていただきます。

○谷口課長補佐 そのほか何か御意見等はございますでしょうか。

それでは、時間のほうも来ておりますので、本日はここまでとさせていただきたいと思います。

最後に長官より一言お願ひいたします。

○阿南長官 今日は熱心な御議論をありがとうございました。ポイントといいますか、これから考えていくべきところが大変明確になったと思っていまして、法案をつくる作業の中にもその意見が反映できるような形で進めたいと考えております。

一番最初に御質問がありました面談ができなかっただということについてですが、実はこの件については最初に主婦連合会の役員さんたちが来ていただいて、面談させていただいてお話を聞きました。その後、東京都地域消費者団体連絡会の寺田さんと清水さんに来ていただいて、その話も聞いたのです。そういうふうにしていますうちに、どんどんほかの団体からも要望が出されて、意見書もいただきまして、私もそこの段階でやはりちゃんと明快に消費者庁が今何をやろうとしているのかということを示す必要があるし、答える必要があると考えたものですから、内部で検討してきました。それで今回のような、未定稿になっていますが、イメージがやっとできあがりました。

その中では、先ほどの御意見にありましたような景品表示法の考え方をどのように生かしていくのかという議論もずっと続けております。まだまだこれから続けなければいけないと考えているわけですけれども、ようやくこのペーパーがてきて、それでその後にお申し込みいただいて面談ができなかっただけには大変申しわけないのですけれども、このような形でお答えする、一旦こういう場を持ち

ましょうということで設定させていただきました。ですから、今日初めてこれが説明されたということです。

今後は先ほど御要望がありましたように、公開の場でこのようなディスカッションの場を持つということもやっていきたいと思っていますし、また各地方でもこうした場を持ちたいと考えているところです。そして、またそれぞれの団体でこれについて説明せよと言つていただければ、担当の者が行って説明させていただきたいと考えておりますので、ぜひ呼んでいただき、そこでまた活発に御議論をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本当に今日はたくさん意見をいただきて大変ありがとうございました。ありがとうございました。

○谷口課長補佐 それでは、これにて「新食品表示法（仮称）に関する消費者団体とのワークショップ」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 0時15分 閉会